

浜田市監査委員告示第5号

令和5年4月28日付け浜田市監査委員告示第2号で公表した定期監査の結果に基づき、浜田市長が講じた措置の報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年10月10日

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 岡 本 正 友

# 令和 4 年度定期監査の結果に関する報告

(令和 5 年 4 月 28 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)

に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 6 総務部

#### (2) 防災安全課

監査結果	措置等結果
<p>① 近年の多発する災害への対応について</p> <p>市民への災害に関する事前情報の周知、避難情報の周知が十分にできるよう取り組んでおり、特に、防災防犯メールの登録者数は県内一で非常に高い数値であり、評価するものである（人口5万人弱に対してメールの登録数が1万1千人程度で、人口の約2割）。令和4年7月からは防災防犯メールと各種SNSへの一斉配信をスタートしており、登録者のさらなる増加が期待できる。</p> <p>また、災害時用備蓄品（保管物品）の数量管理及び供給体制についても、令和4年11月には物流業者との災害協定を締結し、令和5年3月には、浜田市総合福祉センター敷地内に新たな備蓄倉庫を建設し、分散配置に努めている。</p> <p>住民参加型の総合防災訓練も実施して市民の地域防災力の向上にも努めており、今後も引き続き、災害対応の充実を図られたい。</p>	<p>防災メールについては、令和4年度からSNS等への一斉配信を開始し、現在の登録者数は合わせて20,000人を超えるしました。災害時用備蓄品（保管物品）の数量管理及び供給体制については、能登半島地震の反省を踏まえて令和6年3月議会の補正予算で食料・水の備蓄量を0.5日分から1日分へ増量を図りました。</p> <p>また、令和7年3月議会の補正予算で避難所の生活環境改善としてテント式パーテーション、簡易トイレなどの拡充を行うこととしました。</p> <p>そして備蓄品の供給体制については、道路が寸断されたときに備えて各まちづくりセンターや学校に新たな備蓄倉庫を設置するなどして分散配置を進めています。加えてキヌヤなどの民間企業と新たに災害時の物資提供について協定を締結しています。</p> <p>住民参加型の防災訓練については、令和6年度は約1万4千人（人口比約28%）、令和7年度は約1万4千人と多くの市民の参加を得て実施しました。</p> <p>引き続き自主防災組織の育成に努め地域防災力の向上に努めてまいります。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 6 総務部

#### (6) 契約管理課

監査結果	措置等結果
<p>① 入札に係る事項について</p> <p>2度入札を実施したが、1社のみの入札で他社は全て辞退したため、浜田市入札執行要領第21条及び第35条に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の随意契約をした案件があった。事業者の選定方法については、名簿に登録のある市内・準市内事業者から選定している。</p> <p>入札手続き上の問題はないが、落札しない場合や指名業者の辞退が続く場合は、業者の選定方法も含め、担当課と仕様書が適当であるかの再確認をするなどして、原因を調査することが望ましい。</p> <p>また、要綱などのルールに基づき、原則、市内に本社がある事業所や会社を優先して指名しているが、参加者が少ない場合、市外へ範囲を広げていくことも検討し、指名競争入札の競争原理が働くように努められたい。</p>	<p>地元企業の育成、受注機会の拡大等を図る立場から基本は、主たる営業所を浜田市内に有する者を優先して指名している。</p> <p>不調・不落になった場合は、担当課と協議して仕様書の見直し修正など対応している。また、指名基準数に則つて指名数を決定しているが、特殊な案件については、市場価格や特殊要素など担当課と協議して市外に範囲を広げている。</p> <p>指名する時点では他者の参加の有無はわからないため、競争原理は働いている。</p> <p>引き続き入札条件や仕様書の内容を明確にして、公平性、公正性を踏まえた入札に努めていきたい。辞退事業者に対してペナルティなどは検討していない。</p>